



島根県報

平成25年9月6日（金）

第2,527号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則	（廃棄物対策課）	2
島根県営住宅条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則	（建築住宅課）	4

【告 示】

公的個人認証サービス島根県認証局の自己署名証明書及び公的個人認証サービスブリッジ認証局の自己署名証明書のフィンガープリント	（情報政策課）	4
生活保護法の規定による医療機関の指定	（地域福祉課）	5
生活保護法の規定による介護機関の指定	（ 〃 ）	5
生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	（ 〃 ）	6
生活保護法の規定による指定介護機関の事業廃止の届出	（ 〃 ）	6
県営土地改良事業計画の決定	（農村整備課）	7
保安林予定森林	（森林整備課）	7
解除予定保安林	（ 〃 ）	8
急傾斜地崩壊危険区域の指定	（砂防課）	8

【公 告】

砂利採取業務主任者試験の実施	（河川課）	9
環境影響評価方法書等の縦覧	（都市計画課）	10
環境影響評価方法書に係る説明会の開催	（ 〃 ）	10

【特定調達公告】

島根県立中央病院における3.0テスラ磁気共鳴断層撮像装置システム調達及びメンテナンス業務に係る総合評価一般競争入札の実施	（病院局）	11
島根県立中央病院におけるデジタルラジオグラフ一般撮影システム（撮影室2）一式購入に係る一般競争入札の実施	（ 〃 ）	13
島根県立中央病院におけるデジタルラジオグラフ一般撮影システム（撮影室6）一式購入に係る一般競争入札の実施	（ 〃 ）	16

【選管告示】

政治資金規正法の規定による設立の届出のあった政治団体	18
政治資金規正法の規定による異動事項の届出のあった政治団体	19
政治資金規正法の規定による解散の届出のあった政治団体	19
政治資金規正法の規定による届出のあった資金管理団体	20
政治資金規正法の規定による指定の取消しの届出のあった資金管理団体	20

【正 誤】

平成25年4月5日付け島根県報第2,484号中	（選挙管理委員会）	20
-------------------------	-----------	----

公布された条例等のあらまし

◇廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則（規則第63号）

1 規則の概要

- (1) 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令の一部改正に伴う様式の整備（様式第33号・様式第35号(1)・様式第35号(2)関係）
- (2) その他規定及び様式の整理

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇島根県営住宅条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則（規則第64号）

島根県営住宅条例の一部を改正する条例中別表の改正規定の施行期日は、平成25年9月6日とすることとした。

規 則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年9月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第63号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（平成15年島根県規則第101号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第1号及び第2号中「すべて」を「全て」に改める。

第17条第1項中「き損し」を「毀損し」に改める。

様式第8号注5、様式第20号注2及び様式第22号注2中「すべて」を「全て」に改める。

「

ほう素及びその化合物		
ふっ素及びその化合物		
アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物		
ノルマルヘキサン抽出物質 (鋳油類)		
ノルマルヘキサン抽出物質 (動植物油脂類)		
フェノール類含有量		
銅含有量		
亜鉛含有量		
溶解性鉄含有量		
溶解性マンガン含有量		
クロム含有量		
大腸菌群数		
窒素含有量		
リン含有量		

様式第33号中

「

1・4-ジオキサン		
ほう素及びその化合物		
ふっ素及びその化合物		
アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物		
ノルマルヘキサン抽出物質 (鋳油類)		
ノルマルヘキサン抽出物質 (動植物油脂類)		
フェノール類含有量		
銅含有量		
亜鉛含有量		
溶解性鉄含有量		
溶解性マンガン含有量		
クロム含有量		
大腸菌群数		
窒素含有量		

を

ダイオキシン類		

^{リン} 含有量		
ダイオキシン類		

に改め、同様式注2中「すべて」を「全て」に改める。

様式第35号(1)中

ほう素及びその化合物		
ふっ素及びその化合物		
アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物		
ノルマルヘキサン抽出物質 (鋳 油 類)		
ノルマルヘキサン抽出物質 (動植物油脂類)		
フェノール類含有量		
銅 含 有 量		
亜 鉛 含 有 量		
溶 解 性 鉄 含 有 量		
溶 解 性 マ ン ガ ン 含 有 量		
ク ロ ム 含 有 量		
大 腸 菌 群 数		
窒 素 含 有 量		
^{リン} 含 有 量		
ダ イ オ キ シ ン 類		

を

1・4-ジオキサン		
ほう素及びその化合物		
ふっ素及びその化合物		
アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物		
ノルマルヘキサン抽出物質 (鋳 油 類)		
ノルマルヘキサン抽出物質 (動植物油脂類)		
フェノール類含有量		
銅 含 有 量		
亜 鉛 含 有 量		
溶 解 性 鉄 含 有 量		
溶 解 性 マ ン ガ ン 含 有 量		
ク ロ ム 含 有 量		
大 腸 菌 群 数		
窒 素 含 有 量		
^{リン} 含 有 量		
ダ イ オ キ シ ン 類		

に改め、同様式注2中「すべて」を「全て」に改める。

様式第35号(2)中

1・2-ジクロロエタン
1・1-ジクロロエチレン
シス-1・2-ジクロロエチレン
1・1・1-トリクロロエタン
1・1・2-トリクロロエタン
1・3-ジクロロプロパン
チ ウ ラ ム
シ マ ジ ン
チ オ ベ ン カ ル ブ
ベ ン ゼ ン
セ レ ン

を

1・1-ジクロロエチレン
1・2-ジクロロエチレン
1・1・1-トリクロロエタン
1・1・2-トリクロロエタン
1・3-ジクロロプロパン
チ ウ ラ ム
シ マ ジ ン
チ オ ベ ン カ ル ブ
ベ ン ゼ ン
セ レ ン
1・4-ジオキサン

に、

	四 塩 化 炭 素				を
--	-----------	--	--	--	---

「

	四 塩 化 炭 素		塩 化 ビ ニ ル モ ノ マ ー	
	1・2-ジクロロエタン			

」

改め、同様式注2中「すべて」を「全て」に改める。

様式第43号注中「き損し」を「毀損し」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

島根県営住宅条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成25年 9 月 6 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第64号

島根県営住宅条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

島根県営住宅条例の一部を改正する条例（平成25年島根県条例第29号）中別表の改正規定の施行期日は、平成25年 9 月 6 日とする。

告 示

島根県告示第618号

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）に基づく公的個人認証サービス島根県認証局の自己署名証明書（以下「島根県知事の自己署名証明書」という。）及び公的個人認証サービスブリッジ認証局の自己署名証明書（以下「ブリッジ認証局の自己署名証明書」という。）のフィンガープリントを次のとおり告示する。

公的個人認証サービス島根県認証局の自己署名証明書及び公的個人認証サービスブリッジ認証局の自己署名証明書のフィンガープリント（平成20年島根県告示第813号）は、廃止する。

平成25年 9 月 6 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 島根県知事の自己署名証明書のフィンガープリント

次の表の左欄に掲げる日が有効期間の開始日である島根県知事の自己署名証明書に係る同表の中欄に掲げるハッシュ関数により算出したフィンガープリントは、同表の右欄に掲げるとおりである。

自己署名証明書の有効期間開始日	ハッシュ関数	フィンガープリント
平成20年 9 月 19 日	S H A - 1	0969FCDA178A6B2EDB9D7E0CBCC97DD830B7A450
平成25年 7 月 27 日	S H A - 1	87AF03D3306BB5965134794015773EA80DFB0C00

2 ブリッジ認証局の自己署名証明書のフィンガープリント

次の表の左欄に掲げる日が有効期間の開始日であるブリッジ認証局の自己署名証明書に係る同表の中欄に掲げるハッシュ関数により算出したフィンガープリントは、同表の右欄に掲げるとおりである。

自己署名証明書の有効期間開始日	ハッシュ関数	フィンガープリント
平成20年 9 月 19 日	S H A - 1	37D4D360410375BB5F53235EC5FF3D432A61CA70

平成25年7月27日	S H A - 1	A429536664452F3452B4EEDAAF3C4248C963C02D
------------	-----------	--

注 ハッシュ関数 S H A - 1 により算出したフィンガープリントは、40桁の16進数であり、「0」から「9」まで及び「A」から「F」までの文字の組合せで示される。ただし、フィンガープリントを表示するソフトウェアの種類又はバージョンにより、大文字又は小文字の相違、「:」又はスペースの付加等表示方法が異なることがある。

島根県告示第619号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成25年9月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	指定年月日
こころね訪問看護ステーション渡橋町	出雲市渡橋町346番地	平成25年8月8日
サン薬局川津店	松江市下東川津町42-8	平成25年8月1日
サン薬局	大田市長久町長久口225-6	平成25年8月1日
サン薬局山崎店	大田市大田町大田口1186-1むつのお第一ビル1階	平成25年8月1日

島根県告示第620号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成25年9月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者		実施する事業	事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
株式会社荘苑コーポレーション	江津市都野津町2371番地15	通所介護	そうえんデイサービス	江津市都野津町2371番地15	平成25年8月1日
株式会社荘苑コーポレーション	江津市都野津町2371番地15	介護予防通所介護	そうえんデイサービス	江津市都野津町2371番地15	平成25年8月1日
特定非営利活動法人やわらぎ	雲南市木次町里方84番地53	認知症対応型共同生活介護	グループホームやわらぎ	雲南市木次町里方84番地53	平成25年8月26日
特定非営利活動法人やわらぎ	雲南市木次町里方84番地53	介護予防認知症対応型共同生活介護	グループホームやわらぎ	雲南市木次町里方84番地53	平成25年8月26日
株式会社共栄フアーマシー	大阪府豊中市新千里東町一丁目5番3号	居宅療養管理指導	サン薬局山崎店	大田市大田町大田口1186-1むつのお第一ビル1階	平成25年8月1日
株式会社共栄フアーマシー	大阪府豊中市新千里東町一丁目5番3号	介護予防居宅療養管理指導	サン薬局山崎店	大田市大田町大田口1186-1むつのお第一ビル1階	平成25年8月1日
株式会社メディカル・ケア西日本	鳥取県米子市安倍200番地1	居宅介護支援	こころね居宅介護支援事業所渡橋町	出雲市渡橋町512番地	平成25年6月24日

株式会社メディカル・ケア西日本	鳥取県米子市安倍200番地 1	訪問看護	こころね訪問看護ステーション 渡橋町	出雲市渡橋町346番地	平成25年8月16日
株式会社メディカル・ケア西日本	鳥取県米子市安倍200番地 1	介護予防訪問看護	こころね訪問看護ステーション 渡橋町	出雲市渡橋町346番地	平成25年8月16日
有限会社ケアサポートことぶき	松江市浜乃木五丁目2-23	居宅介護支援	松江ケアプランセンター	松江市西生馬町482番地	平成24年1月4日
医療法人沖繩徳州会	沖繩県島尻郡八重瀬町字外間80番地	訪問リハビリテーション	出雲徳州会病院 リハビリテーション科	出雲市斐川町直江3964-1	平成25年9月1日
医療法人沖繩徳州会	沖繩県島尻郡八重瀬町字外間80番地	介護予防訪問リハビリテーション	出雲徳州会病院 リハビリテーション科	出雲市斐川町直江3964-1	平成25年9月1日
特定非営利活動法人訪問看護ステーションこりょう	出雲市湖陵町二部1802番地 3	訪問看護	特定非営利活動法人訪問看護ステーションこりょう	出雲市湖陵町二部1802番地 3	平成25年3月18日
特定非営利活動法人訪問看護ステーションこりょう	出雲市湖陵町二部1802番地 3	介護予防訪問看護	特定非営利活動法人訪問看護ステーションこりょう	出雲市湖陵町二部1802番地 3	平成25年3月18日
株式会社わこう介護サービス	鳥取県米子市東福原二丁目 1-1	通所介護	茶話本舗わこう デイサービス浜乃木	松江市浜乃木六丁目8-31	平成25年8月6日

島根県告示第621号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成25年9月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
サン薬局川津店	松江市下東川津町42-8	平成25年7月31日
サン薬局	大田市長久町長久口225-6	平成25年7月31日
サン薬局山崎店	大田市大田町大田口1186-1 むつのぶ第一ビル1階	平成25年7月31日

島根県告示第622号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成25年9月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業 者		廃止する事業	事業 所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所 在 地	
株式会社サン薬局	大田市長久町長久口 225-6	居宅療養管理 指導	サン薬局山崎店	大田市大田町大田口1186- 1むつのはづ第一ビル1階	平成25年7 月31日
株式会社サン薬局	大田市長久町長久口 225-6	介護予防居宅 療養管理指導	サン薬局山崎店	大田市大田町大田口1186- 1むつのはづ第一ビル1階	平成25年7 月31日
有限会社ケアサポ ートことぶき	松江市浜乃木五丁目2 -23	居宅介護支援	松江ケアプランセ ンター	松江市学園南二丁目1番5 号	平成24年1 月4日
特定非営利活動法 人訪問看護ステー ションこりょう	出雲市湖陵町二部1586 番地3	訪問看護	特定非営利活動法 人訪問看護ステー ションこりょう	出雲市湖陵町二部1586番地 3	平成25年3 月18日
特定非営利活動法 人訪問看護ステー ションこりょう	出雲市湖陵町二部1586 番地3	介護予防訪問 看護	特定非営利活動法 人訪問看護ステー ションこりょう	出雲市湖陵町二部1586番地 3	平成25年3 月18日

島根県告示第623号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地改良事業計画を決定したので、同条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成25年9月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業 名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
揖屋地区用排水施設事業（県営水利施設整備事業（基幹水利施設保全型））	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	松江市役所
碓地区用排水施設事業（県営水利施設整備事業（基幹水利施設保全型））	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	出雲市役所

島根県告示第624号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成25年9月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所
安来市広瀬町宇波572続1、572続2、1915、1916
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定事業要件
(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び安来市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第625号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成25年9月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除予定保安林の所在場所
浜田市金城町小国ハ405-6
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 解除の理由
道路用地とするため

島根県告示第626号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により告示する。

平成25年9月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 区域の名称
宮野原
- 2 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から9号までを順次に結んだ線及び標柱1号と9号を結んだ線により囲まれた区域

所 在 及 び 地 番	標 柱 番 号
邑智郡邑南町井原3797番3	1号
〃 3797番35	2号
〃 3797番4	3号
〃 1971番1	4号
〃 1971番4	5号
〃 1973番1	6号
〃 1976番1	7号
〃 1938番5	8号
〃 1937番5	9号

公 告

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定により、砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施するので、砂利採取業者の登録等に関する規則（昭和43年通商産業省令第80号）第8条の規定により公告する。

平成25年9月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 試験の日時

平成25年11月8日（金）午前10時から12時まで（受付は午前9時30分から行い、遅刻は試験開始後30分まで受験を認める。退室は試験開始40分後から終了10分前まで認めるものとし、退室時には、答案用紙を提出し、再入室は認めない。）

2 試験会場

大田市大田町大田イ236-4

島根県男女共同参画センター「あすてらす」 3階研修室

3 試験の方法及び科目

次に掲げる科目を筆記試験により行う。

(1) 砂利の採取に関する法令

(2) 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）

4 提出書類

(1) 受験願書（所定の様式）

(2) 写真2枚（うち1枚は受験票に貼り付けること。）

（手札形（縦8センチメートル、横6センチメートル）とし、受験願書提出前6月以内に撮影した正面無帽上半身像で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの。）

(3) 受験票（所定の様式）

5 受験手数料

7,600円に相当する額の島根県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼り付けること。

6 受験願書等の請求先

島根県土木部河川課、隠岐支庁県土整備局、隠岐支庁県土整備局島前事業部、各県土整備事務所、県土整備事務所各（土木）事業所又は島根県砂利協会

7 受験願書等の提出先

〒690-8501 松江市殿町1番地 島根県土木部河川課

8 受験願書等の受付期間

平成25年9月30日（月）から同年10月15日（火）まで

なお、郵送の場合は、平成25年10月15日までの消印のあるものに限り受け付ける。

9 受験票の交付

受験願書を受理したときは、受験番号を記載した受験票を交付するので、これを試験当日に持参すること。

10 合格発表

試験結果は、平成25年11月25日（月）に郵送にて本人に通知するほか、県庁前掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに県河川課のホームページ（<http://www.pref.shimane.lg.jp/kasen/>）に掲載する。

電話等による照会には、対応しない。

11 その他

詳細については、島根県土木部河川課管理グループ（電話0852-22-5499）に照会すること。

島根県環境影響評価条例（平成11年島根県条例第34号。以下「条例」という。）第35条及び島根県環境影響評価条例施行規則（平成11年島根県規則第98号。以下「規則」という。）第40条第1項の規定により読み替えて適用される条例第5条第1項の規定により、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成したので、条例第35条及び規則第40条第1項の規定により読み替えて適用される条例第7条の規定により次のとおり公告し、当該方法書及びこれを要約した書類を縦覧に供する。

なお、条例第35条及び規則第40条第1項の規定により読み替えて適用される条例第8条の規定により当該方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、島根県に対して意見書を提出することができる。

平成25年9月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 都市計画決定権者の名称

島根県

2 都市計画対象事業の名称、種類及び規模

名称 一般国道9号福光浅利道路（仮称）

種類 一般国道（改築）

規模 延長 約7キロメートル

3 都市計画対象事業が実施されるべき区域

起点 島根県大田市温泉津町福光

終点 島根県江津市松川町上河戸

4 環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲

大田市、江津市

5 方法書の縦覧の場所、期間及び時間

縦覧場所 島根県土木部都市計画課、大田市建設部都市計画課、大田市温泉津支所地域振興課及び江津市建設部土木建設課

縦覧期間 平成25年9月6日から同年10月7日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は除く。）

縦覧時間 午前8時30分から午後5時まで

6 意見書の提出期間及び提出先

提出期間 平成25年9月6日から同年10月21日まで

提出先 5の縦覧場所と同じ

島根県環境影響評価条例（平成11年島根県条例第34号。以下「条例」という。）第35条及び島根県環境影響評価条例施行規則（平成11年島根県規則第98号。以下「規則」という。）第40条第1項の規定により読み替えて適用される条例第7条の2第1項の規定により、環境影響評価方法書に係る説明会を開催するので、条例第35条及び規則第40条第1項の規定により読み替えて適用される条例第7条の2第3項の規定により次のとおり公告する。

平成25年9月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 都市計画決定権者の名称

島根県

2 都市計画対象事業の名称、種類及び規模

名称 一般国道9号福光浅利道路（仮称）

種類 一般国道（改築）

規模 延長 約7キロメートル

3 都市計画対象事業が実施されるべき区域

起点 島根県大田市温泉津町福光

終点 島根県江津市松川町上河戸

通過市 大田市、江津市

4 環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲

大田市、江津市

5 方法書説明会の開催日時及び場所

平成25年9月19日（木）午後7時から 江津市都治町 都治公民館

平成25年9月20日（金）午後7時から 大田市温泉津町 温泉津まちづくりセンター

特 定 調 達 公 告

次のとおり総合評価一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項、同令第167条の10の2第6項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成25年9月6日

島根県病院事業管理者 中 川 正 久

1 入札の概要

(1) 件名及び数量

3.0テスラ磁気共鳴断層撮像装置システム調達及びメンテナンス業務 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成26年3月31日

(4) メンテナンス業務期間

供用開始の日から5年間

(5) 納入場所

島根県出雲市姫原四丁目1番地1 島根県立中央病院

2 募集選定方法

(1) 基本事項

事業者の募集、選定は、地方自治法施行令第167条の10の2に基づく総合評価一般競争入札による。

なお、本業務は、WTOに基づく政府調達に関する協定の対象であり、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令及びこれらの関係規定が適用される。

(2) 審査手続

最初に入札参加資格の確認を行う。入札参加資格の全ての要件を満たすものについて基礎審査を行い、基礎審査に合格したものについて入札及び提案審査を実施する。入札参加資格の確認、基礎審査及び入札は本院が実施し、提案審査は別に設置する医療機器総合評価委員会が実施する。

審査方法の詳細は、別に定める落札者決定基準による。

(3) 落札者の決定方法

本院は、予定価格の範囲内の入札をした者で提案が最低限の要求要件を全て満たしているもののうち、医療機器総合評価委員会が実施する落札者決定基準に基づく提案審査の結果を踏まえて、落札者を決定する。

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。
- (3) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目の大分類「04.機械器具類」、中分類の「(1) 医療機器」に登録されているものであること。
- (4) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札において、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中のものでないこと。
- (5) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- (6) 薬事法（昭和35年法律第145号）に基づいて、高度管理医療機器等の販売業の許可を受けているものであること。
- (7) 入札機器を納入し、メンテナンスできるものであること。
- (8) (1)から(7)までに掲げる入札参加資格のないものとした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

4 入札手続等

- (1) 入札書の提出場所、契約を交わす場所及び問合せ先
〒693-8555 島根県出雲市姫原四丁目1番地1
島根県立中央病院事務局経営部業務課
電話 0853-30-6430
- (2) 入札説明書等の交付期間及び交付場所
平成25年9月6日から同月12日までの間、(1)の場所において交付する。（交付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時までとする。）
- (3) 入札説明会の日時及び場所等
実施しない。
- (4) 提出書類
本件入札に参加を希望する者は、入札説明書に掲げる書類を次のとおり提出しなければならない。
ア 提出期限 平成25年9月13日（金）午後5時
イ 提出方法 持参又は郵送
ウ 提出場所 (1)の場所
- (5) 入札書の提出方法、提出期限及び提出場所
入札参加資格を満たし、基礎審査を通過した者は、次のとおり入札書を提出しなければならない。
ア 提出方法 持参又は郵送による。
イ 提出期限 平成25年9月24日（火）午後2時まで（郵送の場合は、書留とし、9月20日（金）午後5時までに必着のこと。）
ウ 提出場所 平成25年9月24日（火）午後1時30分までは、(1)の場所とし、それ以降は(6)のイの場所とする。
- (6) 開札の日時及び場所
ア 日時 平成25年9月24日（火）午後2時
イ 場所 島根県立中央病院3階 会議室1

(7) 開札の実施

開札においては、入札金額が予定価格の範囲内であるかどうかの確認を行い、予定価格の範囲内の入札をした者を発表する。

なお、開札の際に、入札金額の公表は行わない。

(8) 提案審査のためのプレゼンテーション実施

予定価格の範囲内の入札をしたものについて、提案内容の審査を行うために次のとおりプレゼンテーションを実施する。

ア 日時 平成25年9月24日（月）午後4時

イ 場所 (6)のイの場所

(9) 費用の負担

提出書類の作成及び提出に要する費用並びにプレゼンテーションに要する費用は、入札参加者の負担とする。

(10) (4)及び(5)の提出書類等を提出期限までに提出しなかった者の入札書は、無効とする。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）第94条各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県病院局財務規程第117条各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 契約書作成の要否

要する。

6 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be purchased : 3.0T Magnetic Resonance Imaging System including Repair and Maintenance, 1set.

(2) Desired Date of Delivery : March 31 2014

(3) The presentation of this documents Submission Deadline : 13 September 2013, 5 : 00 p.m.

(4) Tender Submission Deadline : 24 September 2013, 2 : 00 p.m.

(5) Information regarding Tender : Shimane Prefectural Central Hospital, 4-1-1 Himebara, Izumo-shi, Shimane-ken 693-8555, JAPAN
Tel 0853-30-6430

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成25年9月6日

島根県立中央病院 病院長 中山 健 吾

1 入札の概要

(1) 調達案件

デジタルラジオグラフ一般撮影システム（撮影室2） 一式

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成25年12月27日

(4) 納入場所

島根県出雲市姫原四丁目1番地1 島根県立中央病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

(3) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目の大分類「4 機械器具類」、中分類「(1) 医療機器」に登録された者であること。

(4) (3)の入札参加資格の認定を受けた者のうち、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

(5) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

(6) 薬事法（昭和35年法律第145号）の規定に基づき医療機器等の販売業の許可を受けた者であること。

(7) 本公告に示した調達案件を十分に納入することができることを証明した者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒693-8555 島根県出雲市姫原四丁目1番地1

島根県立中央病院事務局経営部業務課

電話0853-30-6430 F A X 0853-21-2975

(2) 入札説明書の交付期間及び交付方法

平成25年9月6日から同月12日までの間（土曜、日曜及び祝日を除く。）、(1)の場所において交付する（交付時間は、午前9時から午後5時までとする。）。

なお、希望する者には、交付期間中に電子ファイルを電子メールに添付して入札説明書を交付するので、法人名（法人のみ）、担当部課名、担当者名、電話番号及び返信先電子メールアドレスを明記して(1)の問合せ先まで申し込むこと。

(3) 入札説明会

実施しない。

(4) 書類の提出

本件入札に参加する者は、入札説明書に掲げる書類を次のとおり提出すること。

ア 提出期限

平成25年9月13日（金）午後5時

イ 提出方法

持参又は郵送

ウ 提出場所

(1)の問合せ先

(5) 入札書の提出

入札参加資格を満たし、基礎審査を通過した者は、次のとおり入札書を提出すること。

ア 提出期限

平成25年9月24日（火）午前9時30分まで

イ 提出方法

持参又は郵送。ただし、郵送の場合は、9月20日（金）午後5時までに到着していること。

ウ 提出場所

平成25年9月20日（金）午後5時までは(1)の問合せ先とし、それ以降は(6)イの場所とする。

(6) 開札の日時及び場所

ア 日時

平成25年9月24日（火）午前9時30分

イ 場所

島根県立中央病院 3階 会議室1

4 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積った契約金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）第94条各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県病院局財務規程第117条各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す入札参加資格確認申請書を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたときその他島根県病院局財務規程第98条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要する。

(7) 落札者の決定方法

島根県病院局財務規程第96条の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the Products to be purchased : Digital Radiography System, 1set

(2) Desired Date of Delivery : December 27 2013

(3) Place of Delivery : Shimane Prefectural Central Hospital, 4-1-1 Himebara, Izumo-shi, Shimane-ken,

693-8555, Japan.

(4) Bid Tendering Date and Time : 9:30 AM September 24 2013

(5) Information regarding Tender : Shimane Prefectural Central Hospital, 4-1-1 Himebara, Izumo-shi, Shimane-ken, 693-8555, Japan.

Tel 0853-30-6430

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成25年9月6日

島根県立中央病院 病院長 中山 健 吾

1 入札の概要

(1) 調達案件

デジタルラジオグラフ一般撮影システム（撮影室6） 一式

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成25年12月27日

(4) 納入場所

島根県出雲市姫原四丁目1番地1 島根県立中央病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

(3) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目の大分類「4 機械器具類」、中分類「(1) 医療機器」に登録された者であること。

(4) (3)の入札参加資格の認定を受けた者のうち、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

(5) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

(6) 薬事法（昭和35年法律第145号）の規定に基づき医療機器等の販売業の許可を受けた者であること。

(7) 本公告に示した調達案件を十分に納入することができることを証明した者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒693-8555 島根県出雲市姫原四丁目1番地1

島根県立中央病院事務局経営部業務課

電話0853-30-6430 F A X0853-21-2975

(2) 入札説明書の交付期間及び交付方法

平成25年9月6日から同月12日までの間（土曜、日曜及び祝日を除く。）、(1)の場所において交付する（交付時間は、午前9時から午後5時までとする。）。

なお、希望する者には、交付期間中に電子ファイルを電子メールに添付して入札説明書を交付するので、法人名（法人のみ）、担当部課名、担当者名、電話番号及び返信先電子メールアドレスを明記して(1)の問合せ先まで申し込むこと。

(3) 入札説明会

実施しない。

(4) 書類の提出

本件入札に参加する者は、入札説明書に掲げる書類を次のとおり提出すること。

ア 提出期限

平成25年9月13日（金）午後5時

イ 提出方法

持参又は郵送

ウ 提出場所

(1)の問合せ先

(5) 入札書の提出

入札参加資格を満たし、基礎審査を通過した者は、次のとおり入札書を提出すること。

ア 提出期限

平成25年9月24日（火）午前9時まで

イ 提出方法

持参又は郵送。ただし、郵送の場合は、9月20日（金）午後5時までに到着していること。

ウ 提出場所

平成25年9月20日（金）午後5時までは(1)の問合せ先とし、それ以降は(6)イの場所とする。

(6) 開札の日時及び場所

ア 日時

平成25年9月24日（火）午前9時

イ 場所

島根県立中央病院 3階 会議室1

4 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積った契約金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）第94条各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県病院局財務規程第117条各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す入札参加資格確認申請書を提出し、入札参加資格の確認を受け

なければならない。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたときその他島根県病院局財務規程第98条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要する。

(7) 落札者の決定方法

島根県病院局財務規程第96条の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the Products to be purchased : Digital Radiography System, 1set

(2) Desired Date of Delivery : December 27 2013

(3) Place of Delivery : Shimane Prefectural Central Hospital, 4-1-1 Himebara, Izumo-shi, Shimane-ken, 693-8555, Japan.

(4) Bid Tendering Date and Time : 9:00 AM September 24 2013

(5) Information regarding Tender : Shimane Prefectural Central Hospital, 4-1-1 Himebara, Izumo-shi, Shimane-ken, 693-8555, Japan.

Tel 0853-30-6430

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

島根県選挙管理委員会告示第51号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により設立の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

平成25年9月6日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

1 政党

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

名 称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
自由民主党島根県大田市第一支部	生越 俊一	田辺 寿朗	大田市大田町大田イ146

2 その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

名 称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
安部大助後援会	安部 大助	安部 才朗	隠岐郡隠岐の島町那久390
上野茂後援会	川本 進	白川 幸弘	浜田市旭町今市848
久保田しょういち後援会	岡田 久樹	高橋 晴美	浜田市竹迫町2359-7
栗原進後援会	西村 勘六	細谷 かえ子	邑智郡美郷町都賀本郷250
公認会計士による竹下亘	山川 博司	岸 達哉	松江市上乃木四丁目30-1 三島ビル

後援会			
佐々木あつこ後援会	佐々木 厚子	松蔭 光二	安来市伯太町安田1914
澤田秀夫後援会	田中 了	松本 均	安来市安来町569-8
成優会	板垣 成二	板垣 啓治	出雲市佐田町須佐743-9
中尾たかよし後援会	山田 順一	赤井 吉雄	安来市上吉田町957-8
柳楽まちこ後援会	柳楽 真智子	柳楽 良夫	浜田市金城町追原1260

島根県選挙管理委員会告示第52号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により異動事項の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

平成25年9月6日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

1 政党

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

名 称	異動事項	異 動 内 容	
		新	旧
自由民主党木次支部	会計責任者	佐藤 隆司	藤原 政文
自由民主党大東支部	会計責任者	水戸 勝春	山崎 正幸

2 その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

名 称	異動事項	異 動 内 容	
		新	旧
串崎利行後援会	会計責任者	串崎 敬和	小池 順治
久保田しょういち後援会	事務所の所在地	浜田市黒川町909-4	浜田市竹迫町2359-7
神門至後援会	代表者	原 隆利	神門 至
島根県商工政治連盟	事務所の所在地	松江市古志原5-3-8	松江市北田町54-27 ロングビル ルハイツ北田町207号
	会計責任者	高橋 万夫	白木 賢司
島根県土地家屋調査士政治連盟	代表者	加藤 俊彦	野津 英幸
政治結社国憂會	会計責任者	秋葉 智典	味岡 和美
新井まさただ後援会	事務所の所在地	松江市灘町1-35-605	松江市学園南二丁目6-18
布施けんじ後援会	代表者	下手 実	佐々木 基次
松江市議会松政クラブ	代表者	林 干城	三島 進
	会計責任者	森脇 幸好	立脇 通也
松江市議会真政クラブ	代表者	南波 巖	石倉 徳章
	会計責任者	貴谷 麻以	田中 豊昭
みどりの風島根県支部	事務所の所在地	益田市あけぼの本町9-15	出雲市大津新崎町6-2-1

島根県選挙管理委員会告示第53号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により解散の届出のあった政治団体は次のとおりであつ

たので、同条第3項の規定により告示する。

平成25年9月6日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

国会議員関係政治団体以外の政治団体

名 称	解散年月日
荒木孝後援会	平成25年7月23日
加本市郎後援会	平成25年6月5日
曾田盛雄後援会	平成25年5月7日
田中ひろみつ後援会	平成25年6月30日
直良まさゆき後援会	平成25年6月30日
なかよしの党島根県支局	平成25年6月7日
21世紀出雲プラス1の会	平成25年6月30日

島根県選挙管理委員会告示第54号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により届出のあった資金管理団体は次のとおりであったので、同法第19条の2第1項の規定により告示する。

平成25年9月6日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
板垣 成二	出雲市議会議員	成優会	出雲市佐田町須佐743-9	板垣 成二
佐々木 厚子	安来市議会議員	佐々木あつこ後援会	安来市伯太町安田1914	佐々木 厚子
柳楽 真智子	浜田市議会議員	柳楽まちこ後援会	浜田市金城町追原1260	柳楽 真智子
松村 豪人	出雲市議会議員	松村ひでと後援会	出雲市塩津町256	松村 豪人

島根県選挙管理委員会告示第55号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により指定の取消しの届出のあった資金管理団体は次のとおりであったので、同法第19条の2第1項の規定により告示する。

平成25年9月6日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
加本 市郎	松江市議会議員	加本市郎後援会	松江市西忌部町2366	加本 市郎
神門 至	出雲市議会議員	神門至後援会	出雲市斐川町神氷1577-1	神門 至
直良 昌幸	出雲市議会議員	21世紀出雲プラス1の会	出雲市今市町515-1	直良 昌幸
日高 学	邑南町議会議員	日高まなぶ後援会	邑智郡邑南町岩屋1072	日高 学

正

誤

平成25年4月5日付け島根県報第2,484号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ

箇所

17

島根県選挙管理委員会告示第11号中

誤

島根県佐藤正久を支える会	金津 任紀	持田 佳郎	出雲市平田町7122
島田三郎後援会	秋田 博紀	今岡 真治	松江市内中原町140-2
清水まさふみ後援会	清水 優文	高畦 政信	邑智郡邑南町矢上1035-4

正

島根県佐藤正久を支える会	金津 任紀	持田 佳郎	出雲市平田町7122
清水まさふみ後援会	清水 優文	高畦 政信	邑智郡邑南町矢上1035-4

ページ

箇所

19

島根県選挙管理委員会告示第12号中

誤

斎藤菊市後援会	会計責任者	三分一 耕平	橋本 博史
島田三郎後援会	代表者	細田 博之	秋田 博紀
島根県看護連盟	会計責任者	黒川 恵美子	松浦 昌代

正

斎藤菊市後援会	会計責任者	三分一 耕平	橋本 博史
島根県看護連盟	会計責任者	黒川 恵美子	松浦 昌代